

市内で頑張る事業者を応援します！

伊豆市新型コロナウイルス感染症及び 燃料費高騰対策事業者支援給付金のご案内

事業の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に加え、原油価格の高騰により厳しい状況が続いている事業者を支援するため、伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策事業者支援給付金を支給します。

対象者

法人にあつては市内に事業所があること、個人事業者にあつては市内に住所または事業所があること

【対象要件】

- (1) 令和4年4月から令和4年9月までの任意の連続した2ヶ月に使用した燃料費の合計から前年同月に使用した燃料費の合計を差し引いた額が40万円以上あること
※燃料費は、事業で使用した重油、ガソリン、軽油、灯油、プロパンガスに限る。
- (2) 令和3年7月末までに創業していること
- (3) 『伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策運輸事業者支援給付金』『伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策公共交通事業者支援給付金』の支給を受けていないこと
- (4) 納期が到来する市税、上下水道料金その他市に納めるべき全ての料金に滞納がないこと
- (5) 今後も事業を継続する意思があること

給付額

燃料費の差額に2分の1を乗じて得た額（上限300万円）

※その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額

申請期限

令和5年1月31日(火)まで ※当日消印有効

支払方法

口座振込（審査を要するため1～3週間程度かかる予定です。）

(裏面あり)

提出書類

下記のすべての書類が必要です。

	提出書類
1	伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策事業者支援給付金交付申請書 (様式第1号)
2	誓約書 (様式第2号)
3	市内で事業を行っていることを証明する書類 (登記事項証明書、住民票、営業許可証、水道料金等の領収書、パンフレット 等)
4	燃料費の確認ができる資料 (帳簿、領収書、レシート 等)
5	通帳の写し (表紙と通帳を開いた1、2ページの写し) ※申請者と口座名義人が同一のもの
6	伊豆市新型コロナウイルス感染症及び燃料費高騰対策事業者支援給付金請求書 (様式第4号)

※伊豆市ホームページで申請書類をダウンロードすることができます。

トップページ ⇒ 健康・医療・福祉 ⇒ コロナウイルス対策 ⇒ 燃料費高騰対策事業者支援給付金

提出方法

新型コロナウイルス感染症予防の観点から、窓口での申請手続きによる「密集」を防ぐため、申請書類は原則郵送(特定記録郵便)で提出してください。

【送付先】 〒410-2413 静岡県伊豆市小立野24-1

伊豆市役所産業部観光商工課 宛

問合せ

伊豆市役所 産業部観光商工課 燃料費高騰対策スタッフ 電話番号 0558-88-5670

令和4年10月5日迄の問い合わせは、電話番号 0558-72-9911 までお願いします。